

栃木県産業廃棄物処理計画作成の手引き

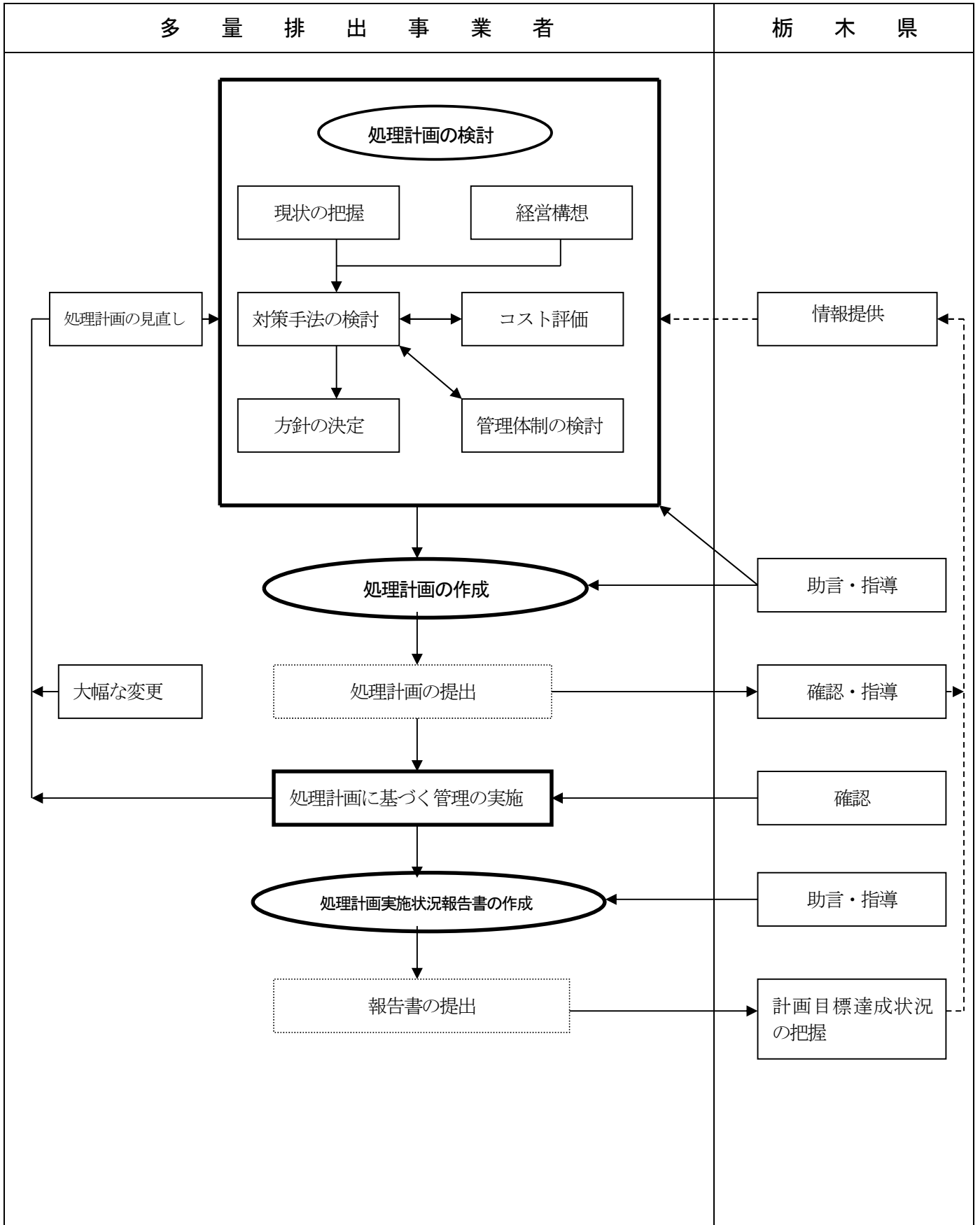
栃木県環境森林部資源循環推進課

目 次

1	処理計画の作成及び手続の流れ	P 1
2	産業廃棄物処理計画書（作成例）	2
3	産業廃棄物処理計画実施状況報告書（作成例）	13
4	参考	
	（1）廃棄物分類表	19
	（2）廃棄物の比重	22
	（3）分析項目	23
5	提出先及び問合せ先一覧	24

※ 日本標準産業分類については、総務省ホームページを参照してください。
(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

処理計画の作成及び手続の流れ



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書

(作成例)

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

提出日を記入してください。

産業廃棄物処理計画書

令和6年〇月〇日

栃木県知事
福田 富一 様

「代表者印」はインターネットで公表できないので、**押印**しないでください。

提出者

住所 AB県BC市中央町5-1

氏名 環境化学工業(株) 東西工場

工場長 〇〇 〇〇

電話番号 ××××-××-××××

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	環境化学工業(株)東西工場	日本産業分類(平成25年10月改定)の区分を記載してください。 区分は総務省HP: http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm 等を参照してください。
事業場の所在地	AB県BC市中央町5-1	
計画期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	化学工業・有機化学工業製品製造業・プラスチック製造業 [1635]	前年度の当該事業場(事業所)における製造品出荷額(製造業)、元請完成工事高(建設業)、病床数(医療業)等を記載してください。 ※製造業の場合は、会社全体の製造品出荷額ではなく、当該工場における製造品出荷額を記載してください。 ※建設業の場合は、栃木県内(宇都宮市除く)の完工高等を記載してください。
②事業の規模	製造品出荷額 190億円/年	
③従業員数	120人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり	
		当該事業場(事業所)における従業員数を記載してください。
		欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排出量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排出量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		

産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙〇のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。

様式の改定に伴い、これまでマニュアルで示されていた事項を記載する欄ができました。こちらに書ききれない場合には、「別紙〇のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

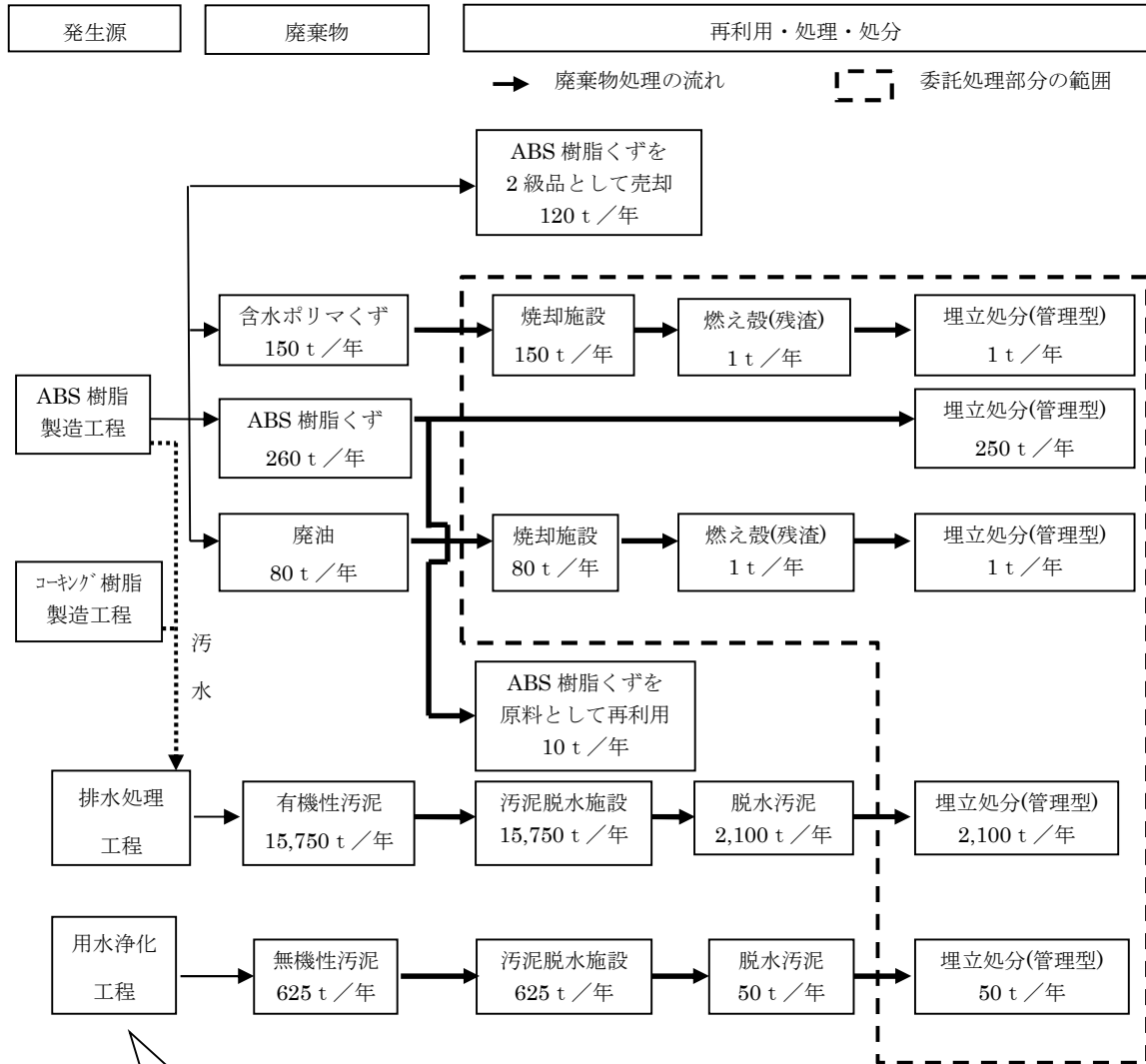
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1



廃棄物処理フロー図（現状）

どの工程で産業廃棄物が排出され、自ら処理又は委託処理されていくのかを、分かりやすく記載してください。

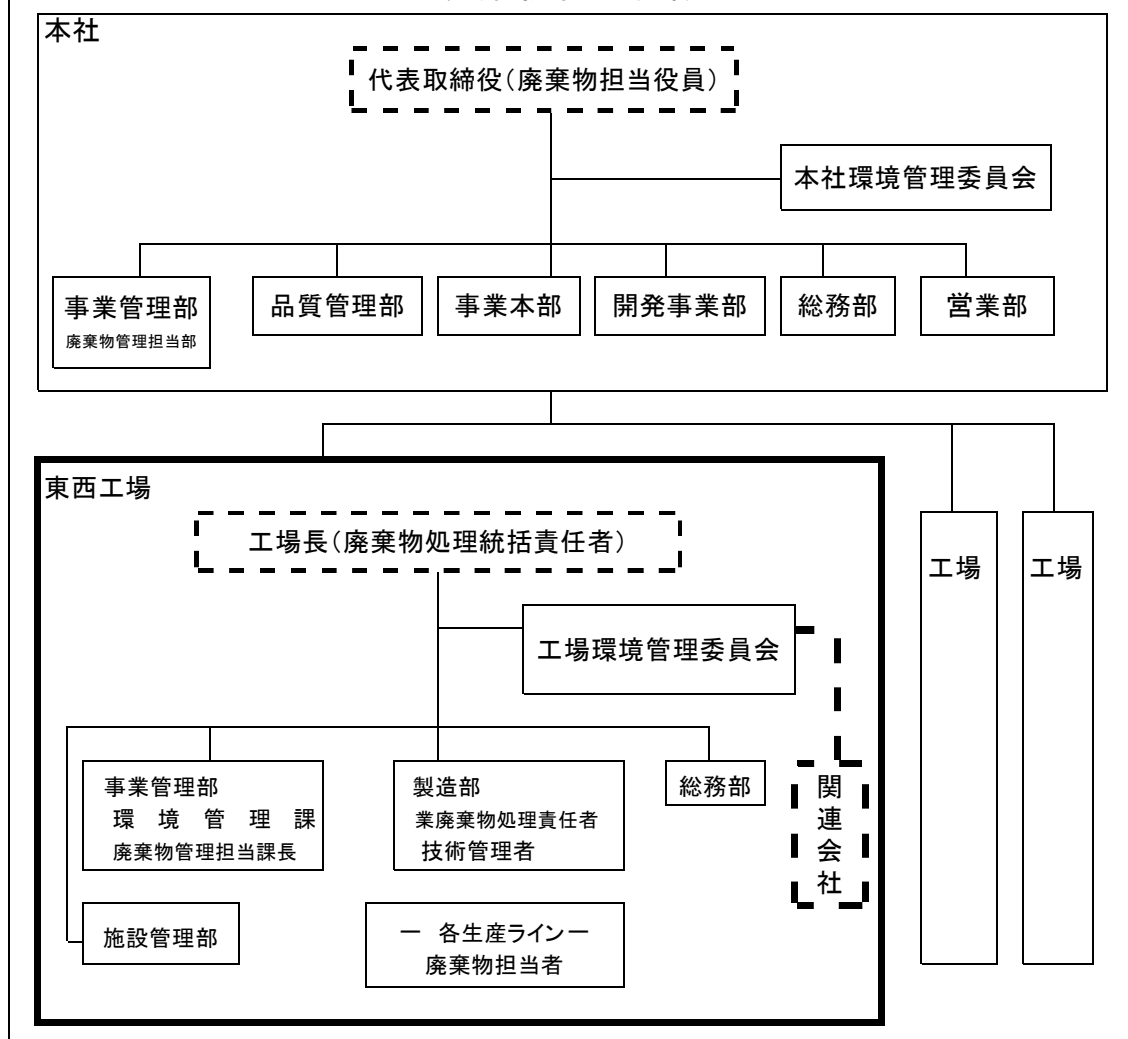
※法定様式に関する項目は、インターネットで公表されるので、個人情報及び企業情報について留意してください。
「社員の個人名」などは記載しないでください。

別紙2

＜産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項＞
管理体制図

統括責任者	所属: 東西工場	職名 : 工場長
廃棄物担当	組織名: 事業管理部環境管理課 組織人数: 3人	職名 : 課長
役	工場環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－工場長 ・委員－関連部署部長 ・事務局－事業管理部環境管理課
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
割	廃棄物管理担当課長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



別紙3

R 5 年度実績値及びR 6 年度目標値

廃棄物の種類及び 実績、目標の別 排出・処理 の区分	廃プラスチック類		廃油		汚泥	
	実績[t] (R4 年度)	目標[t] (R5 年度)	実績[t] (R4 年度)	目標[t] (R5 年度)	実績[t] (R4 年度)	目標[t] (R5 年度)
排出量	410	350	80	50	16,375	16,375
自己再生利用量	10	20	0	0	0	0
自己熱回収量	0	30	0	10	0	0
自己中間処理減量化量	0	29	0	9	14,225	14,600
自己埋立処分又は海洋 投入処分量	0	0	0	0	0	0
全処理委託量	400	301	80	31	2,150	1,775
優良認定処理業者へ の処理委託量	0	0	0	30	0	0
再生利用業者への処 理委託量	0	0	0	30	0	1,550
認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0	300	0	0	0	0

優良認定処理業者、再生利用業者、
認定熱回収業者、認定熱回収業者
以外の熱回収を行う業者への処理
委託量の合計と全処理委託量は
一致するわけではありません

別紙 4

<産業廃棄物の排出の抑制に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃プラ類	・ABS樹脂くず 120 t を 2 級品として売却した。	・ABS樹脂くずを工程内のクローズ化で発生を 50 t 抑制する。 ・ABS樹脂くず 130 t を 2 級品として売却する。
廃油	—	・廃油をペレット製造機の温度調整によりその発生を 30 t 抑制する。
汚泥	—	—

<産業廃棄物の分別に関する事項>

	分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	今後実施する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組
廃プラ類	・ABS樹脂製造工程で発生した含水ポリマくず、ABS樹脂くずをそれぞれ保管した。	—
廃油	—	・定期的な成分分析により、分別の確実性を確認する。
汚泥	・工程毎に発生した、有機性汚泥、無機性汚泥をそれぞれ保管した。	・定期的な成分分析により、分別の確実性を確認する。

<自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃プラ類	・ABS樹脂くずのうち、良質なものを 10 t を原料として再利用した。	・ABS樹脂くずのうち、良質なものを 20 t を原料として利用する。
廃油	—	—
汚泥	—	—

<自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃プラ類	—	・含水ポリマくず 30 t をボイラ燃料として焼却し、熱回収を行うとともに 29 t 減量化する。
廃油	—	・廃油 10 t をボイラ燃料として焼却し、熱回収を行うとともに 9 t 減量化する。
汚泥	・有機性汚泥 15,750 t を脱水により 13,650 t 減量化した。 ・無機性汚泥 625 t を脱水により 575 t 減量化した。	・有機性汚泥 15,750 t を脱水により 14,000 t 減量化する。 ・無機性汚泥 625 t を脱水により 600 t 減量化する。

<自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃プラ類	・ABS 樹脂くずの排出抑制を行った。 ・ABS 樹脂くずを原料として再利用した。	・ABS 樹脂くずの排出抑制を行う。 ・ABS 樹脂くずを原料として再利用する。 ・含水ポリマくずを焼却し減量化する。
廃油	—	・廃油の排出抑制を行う。 ・廃油を焼却により減量化する。
汚泥	・汚泥を脱水により減量化した。	・汚泥を脱水により減量化する。

<産業廃棄物の処理の委託に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
廃プラ類	・含水ポリマくず 150 t を焼却処理委託により 149 t 減量化した。	・含水ポリマくず 300 t を焼却処理委託し、熱回収（認定外）をするとともに、298 t 減量化する。
廃油	・廃油 80 t を焼却処理委託により 79 t 減量化した。	・廃油 30 t を、油水分離処理し再生重油として販売する優良認定処理業者に処理委託する。
汚泥	—	・有機性汚泥（脱水汚泥）1,500 t を、汚泥を発酵後、たい肥として販売する処理業者に処理委託する。 ・無機性汚泥（脱水汚泥）50 t を、汚泥をセメント原料として焼成する処分業者に処理委託する。 ・有機性汚泥（脱水汚泥）225 t を、乾燥処理委託し、150 t 減量化する。

**多量排出事業者の産業廃棄物処理計画
実施状況報告書
(作成例)**

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年〇月〇日

栃木県知事
福田 富一 様

提出者

住 所 AB県BC市中央町5-1
氏 名 環境化学工業(株) 東西工場
工場長 〇〇 〇〇
電話番号 ×××× - ×× - ××××

提出日を入力してください。

「代表者印」はインターネットで公表できないので、押印しないでください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	環境化学工業(株) 東西工場		
事業場の所在地	AB県BC市中央町5-1		
事業の種類	化学工業・有機化学工業製品製造業・プラスチック製造業 [1635]		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		

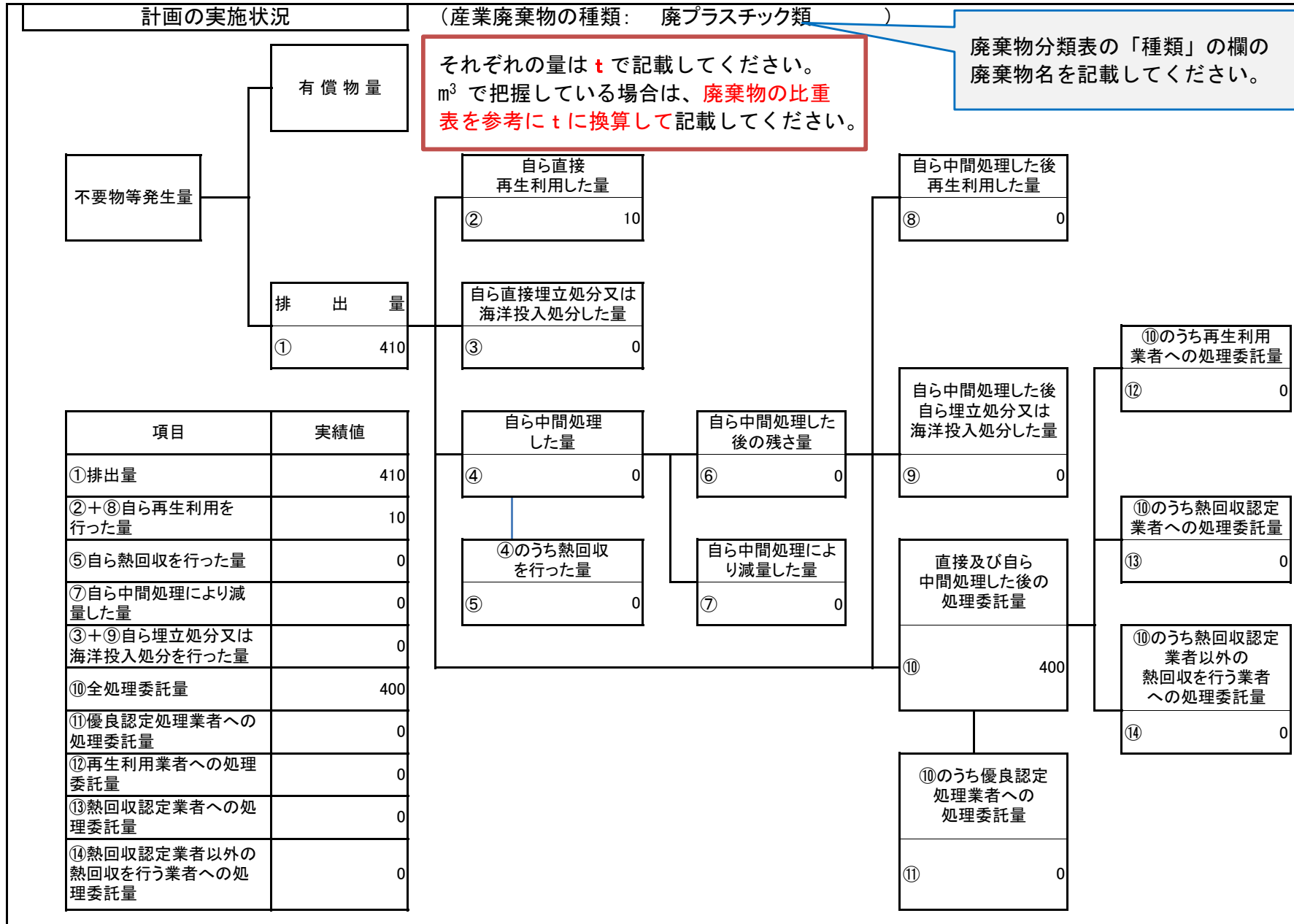
日本産業分類(平成25年10月改定)の区分を記載してください。区分は総務省HP:
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

産業廃棄物の種類が2以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付し

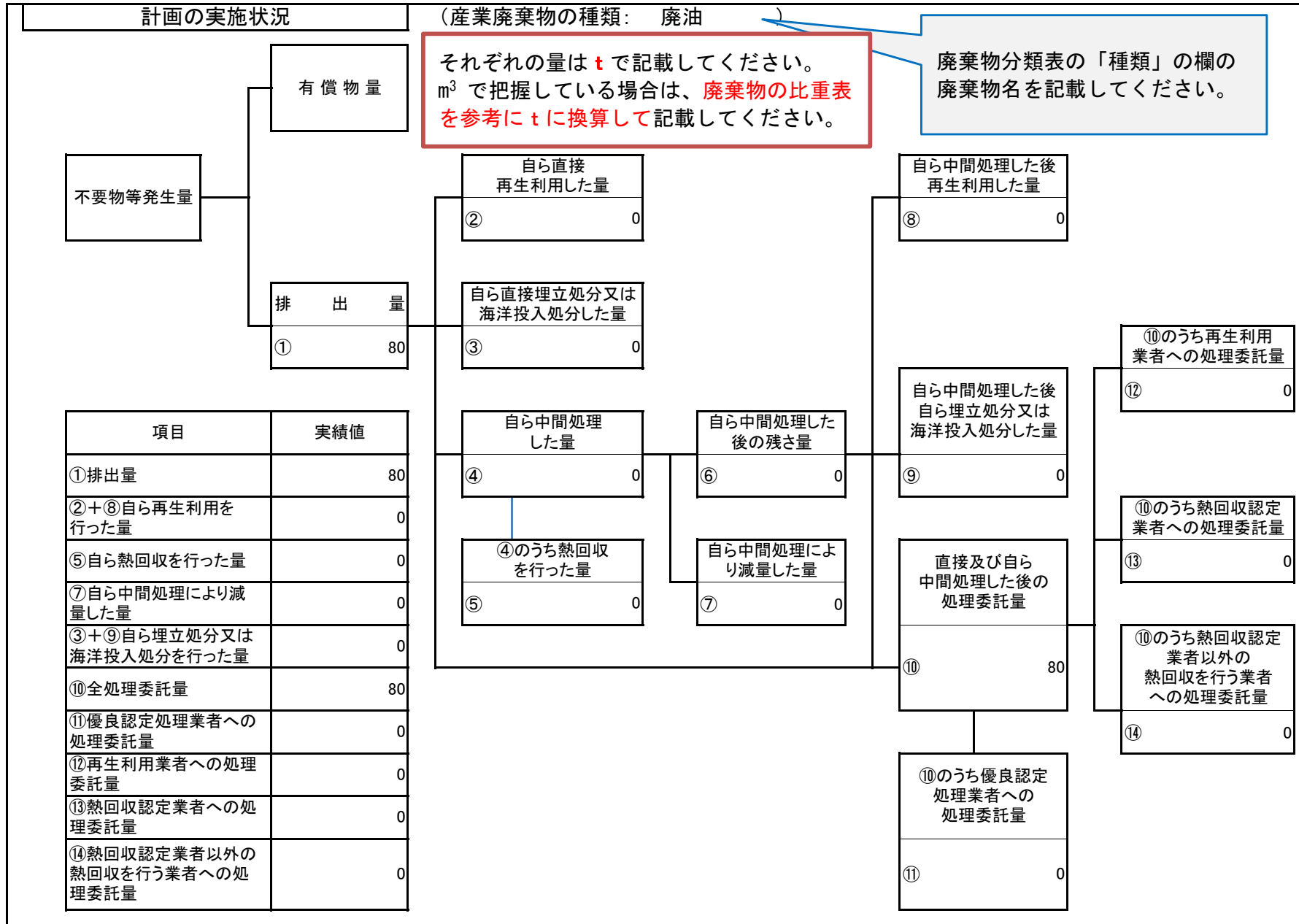
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	別紙のとおり t	全処理委託量	別紙のとおり t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり t	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t

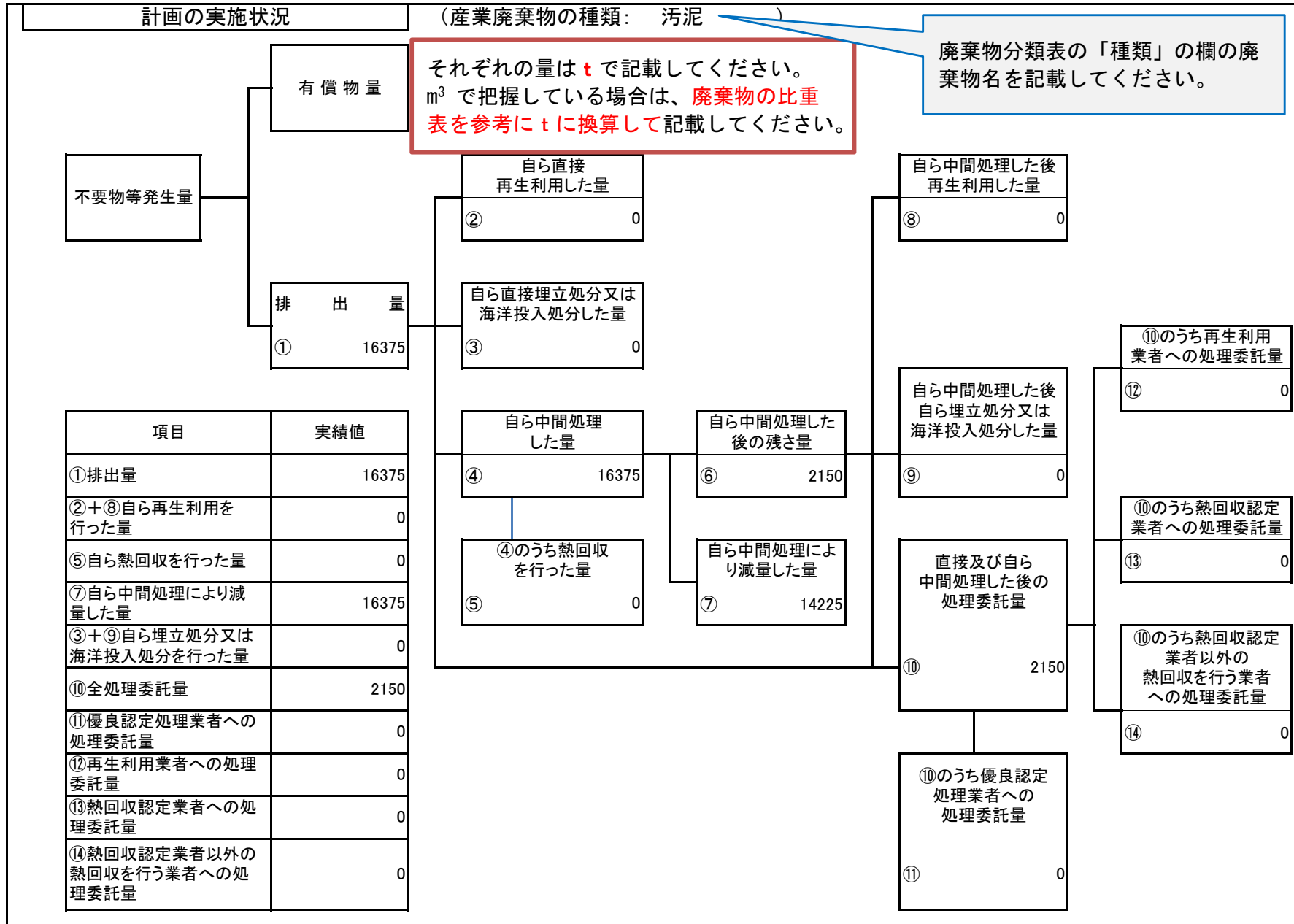
(日本産業規格 A列4番)



(第2面)



(第2面)



(第2面)

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和5年度産業廃棄物処理計画における目標値

	廃プラスチック類 (t)	廃油 (t)	汚泥 (t)
排出量	390	80	16,375
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	20	0	0
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0	0	0
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0	0	14,225
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0	0	0
全処理委託量	370	80	2,150
優良認定処理業者への 処理委託量	0	0	0
再生利用業者への 処理委託量	0	0	0
認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	0	0

優良認定処理業者、再生利用業者、
認定熱回収業者、認定熱回収業者以
外の熱回収を行う業者への処理委託
量の合計と全処理委託量は一致する
わけではありません。

(参 考 资 料)

廃棄物分類表

種 類	詳細区分	具 体 例
燃え殻		石炭がら、コークス灰、重油灰、木炭、木炭灰、炉掃出物、すす、クリンカー、廃カーボン、廃活性炭
燃え殻(特定有害)		有害物質が一定基準以上溶出するもの
汚泥	有機性汚泥	[排水処理により生ずる汚泥] 活性汚泥（余剰汚泥）、製紙汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものは除く）、染色排水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥（水洗を主とする場合） [排水処理を伴わない汚泥] イースト菌培養残さ、粉末スープ類
	無機性汚泥	[廃水処理により生ずる汚泥] 鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液、その他の排水処理汚泥 [排水処理を伴わない汚泥] 金属さび粉体、廃ショットブラスト（さび落とししたものに限る。）、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限る。）、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、ドライクリーニング汚泥、油水分離後の汚泥、廃顔料、硫酸第一鉄、廃硫安、廃食塩、廃芒硝、廃尿素
	建設汚泥	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
	上水汚泥	浄水場汚泥
	下水汚泥	下水処理汚泥
汚泥(特定有害)		有害物質が一定基準以上溶出するもの
廃油	一般廃油	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギアオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、重油、原油、廃モノマー、廃化粧品、廃塗料（油性のものに限る）、廃インク（油性のものに限る） [動物性油脂]魚油、ヘット、ラード [植物性油脂]亜麻仁油、桐油、ゴマ油、天ぷら油、サラダ油
	廃溶剤	アルコール、ケトン類、洗浄油
	固形油	アスファルト、タールピッチ、パラフィンろう、固形せっけん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
	油でい	タンクスラッジ
廃油(特管)		引火点70℃未満の廃灯油類、廃軽油類、廃揮発油類（廃ガソリン他）
廃油(特定有害)		有害物質が一定基準以上溶出するもの
廃酸 (廃液で酸性を呈するもの)		硫酸、塩酸、硝酸、ふっ化水素酸、クロム酸、混酸、塩化鉄、蟻酸、酢酸、酒石酸廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、排ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種酸性の塩類廃液

種 類	詳細区分	具 体 例
廃酸(特管)		水素イオン濃度指数 (ph) が2.0以下の廃酸
廃酸(特定有害)		有害物質が一定基準以上溶出するもの
廃アルカリ (廃液でアルカリ性を呈するもの)		アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ、シアン化ソーダ、シアン化カリ、金属せっけん廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、排ガス洗浄廃液、その他工程廃液
廃アルカリ(特管)		水素イオン濃度指数 (ph) が12.5以上の廃アルカリ
廃アルカリ(特定有害)		有害物質が一定基準以上溶出するもの
廃プラスチック類	廃プラスチック類	[熱硬化性樹脂くず]フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂 [熱可塑性樹脂くず]塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 [合成繊維くず] ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、混紡繊維 [その他]FRP (繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等)、廃塗料 (固形状のものに限る)、廃接着剤、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、塩ビ管、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル
	廃タイヤ	廃タイヤ
紙くず		ラミネート紙、新聞紙、印刷用紙、包装用紙、油紙、チップボール
木くず		木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類、パレット
繊維くず		羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート、混紡繊維 (天然繊維が主体のもの)
動植物性残さ		ハム残さ、ソーセージ残さ、ベーコン残さ、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、漬け物くず、小麦、米、大豆醸造かす、香辛料残さ、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩いかす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、綿実油かす、製品くず
ゴムくず		天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
金属くず		切粉、ショットブラスト (金属のみがきに使用したものに限る)、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空きかん、銅くず、アルミくず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品びん、体温計、温度計、水銀ランプ、蛍光灯、セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、コンクリート製品くず、モルタルはつりくず
鉱さい		鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂 (塗料かす等を含むものを除く)、転炉、高炉、平炉、熔融炉等の残さい、キューポラのノロ、金属スラッグ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、廃土石類 (鉱石の加工の際生じるものに限る)

種 類	詳細区分	具 体 例
鉱さい(特定有害)		有害物質が一定基準以上溶出するもの
がれき類	コンクリート片	コンクリートの破片、コンクリートブロック
	廃アスファルト	アスファルトコンクリートの破片
	その他	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル、断熱材
建設混合廃棄物		工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
家畜のふん尿		産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
家畜の死体		畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
ばいじん		大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設において発生するもの又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及びPCB汚染物の焼却施設において発生するもので集じん施設によって集められたもの
ばいじん(特定有害)		有害物質が一定基準以上溶出するもの
13号廃棄物		産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないコンクリート固形化物等
動物系固形不要物		と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
感染性廃棄物(特管)		血液等及び血液等が付着した廃棄物及び病原微生物に関連した試験検査等に伴って排出された廃棄物のうち病原微生物に汚染されたおそれがある廃棄物
廃PCB等		廃PCBおよびPCBを含む廃油
廃石綿等		建設物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など

工作物の除去に伴って生じたもの

**廃棄物の比重
(重量換算表)**

種 類	換算比重 (t/m ³)
燃え殻	1. 1 4
汚泥	1. 1 0
廃油	0. 9 0
廃酸	1. 2 5
廃アルカリ	1. 1 3
廃プラスチック類	0. 3 5
紙くず	0. 3 0
木くず	0. 5 5
繊維くず	0. 1 2
動植物性残さ	1. 0 0
ゴムくず	0. 5 2
金属くず	1. 1 3
ガラスくず、コンクリートくず及 び陶磁器くず	1. 0 0
鉱さい	1. 9 3
がれき類	1. 4 8
建設混合廃棄物	0. 2 6
ばいじん	1. 2 6
感染性廃棄物	0. 3 0
廃PCB等	1. 0 0
廃石綿等 (特管)	0. 3 0

分析項目

特定有害産業廃棄物とは、①から⑥の廃棄物が該当します。

- ①廃PCB等 ②PCB汚染物 ③PCB処理物、④指定下水汚泥 ⑤廃石綿
 ⑥基準値を超える燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、廃酸、廃アルカリ 等
 (※ 廃棄物によっては発生する施設が限定されます。)

(⑥に該当する廃棄物の判定基準)

(単位：mg/l)

廃棄物の種類	溶出試験による判定		含有量試験による判定
	燃え殻・ばいじん・鉍さい	汚 泥	廃酸・廃アルカリ
金属等の種類	検出されないこと		
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.05
カドミウム又はその化合物	0.3	0.3	1
鉛又はその化合物	0.3	0.3	1
有機燐化合物	—	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	5
砒素又はその化合物	0.3	0.3	1
シアン化合物	—	1	1
PCB	—	0.003	0.03
トリクロロエチレン	—	0.3	3
テトラクロロエチレン	—	0.1	1
ジクロロメタン	—	0.2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.2
1, 2-ジクロロエタン	—	0.04	0.4
1, 1-ジクロロエチレン	—	0.2	2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	0.4	4
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	3	30
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	0.06	0.6
1, 3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.2
チウラム	—	0.06	0.6
シマジン	—	0.03	0.3
チオベンカルブ	—	0.2	2
ベンゼン	—	0.1	1
セレン又はその化合物	0.3	0.3	1
DXN (ダイオキシン類)	3ng / g ※	—	—

※ 鉍さいは除く。

提出方法

栃木県電子申請システムでの提出をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6158&accessFrom=offerList

提出先・問合せ先一覧

名 称	住所・電話番号・メールアドレス	所 管 区 域
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課	日光市瀬川51-9 TEL：0288-23-1000 kensai-ksj-taisaku@pref.tochigi.lg.jp	鹿沼市 日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課	真岡市荒町116-1 TEL：0285-81-9002 kento-ksj-taisaku@pref.tochigi.lg.jp	真岡市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課	大田原市本町 2-2828-4 TEL：0287-22-2277 kenhoku-ksj-taisaku@pref.tochigi.lg.jp	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課	佐野市堀米607 TEL：0283-23-4445 kennan-ksj-taisaku@pref.tochigi.lg.jp	足利市 佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚3-1-1 TEL：0285-22-4309 oyama-kkj-taisaku@pref.tochigi.lg.jp	小山市 栃木市 下野市 壬生町 野木町
資源循環推進課 廃棄物対策担当	宇都宮市塙田1-1-20 TEL：028-623-3098 shinsa-denshin@pref.tochigi.lg.jp	宇都宮市を除く栃木県内の建築 現場 で、その現場を統括する 支店、営業所等 が宇都宮市及 び栃木県外

なお、排出場所が宇都宮市内である場合には、宇都宮市の管轄となりますので、御注意ください。

名 称	住所・電話番号	所 管 区 域
宇都宮市 環境部 廃棄物政策課	宇都宮市旭1-1-5 TEL：028-632-2928	宇都宮市